

総合科学技術会議
第26回生命倫理専門調査会議事概要(案)

1.日時 平成15年11月28日(金)10:00~12:30

2.場所 中央合同庁舎第4号館 共用第3特別会議室

3.出席者

(委員) 井村裕夫会長 大山昌伸議員 黒田玲子議員 薬師寺泰蔵議員
石井美智子委員 香川芳子委員 垣添忠生委員 勝木元也委員
島蘭進委員 曾野綾子委員 高久史磨委員 田中成明委員
藤本征一郎委員 町野朔委員 南砂委員

(事務局)大熊統括官 上原審議官 外山参事官 竹安参事官 他

4.議題

- (1) ヒト受精胚の生命の萌芽としての取扱いの在り方について
- (2) その他

5.配付資料

- 資料1 総合科学技術会議第25回生命倫理専門調査会議事概要(案)
- 資料2 ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方(案)
取り扱い等に関する議論について
- 追加資料1 西川委員資料
- 追加資料2 勝木委員・島蘭委員資料
- 追加資料3 鷺田委員資料
- 参考資料 「制度的枠組み」に関する論点(メモ)

(井村会長)ただいまから第26回の総合科学技術会議生命倫理専門調査会を開催させていただきます。お忙しいところ、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。

最初に、資料の確認を事務局からお願いします。

(事務局)資料1が第25回の議事概要(案)です。資料2がヒト胚の取扱いに関する基本的考え方(案)です。追加資料1として西川委員資料、追加資料2として、勝木委員・島藺委員資料、追加資料3として、鷺田委員資料がございます。さらに、参考資料として、「制度的枠組み」に関する論点(メモ)を配付しております。

(井村会長)前回専門調査会の議事概要については既に委員先生方のコメントを踏まえたものを案としてお手元に配付しております。これで確定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

本日の議題はヒト受精胚の生命の萌芽としての取扱いの在り方についてです。前回専門調査会で申し上げましたとおり、報告書の主な論点について、委員全員にアンケートをお送りしました。その回答結果を踏まえて、報告書案の主な論点に関する記述を委員の意見の対立状況を両論併記のまま説明する書き方に変えさせていただきました。そのほか、前回の議論を踏まえ、記述の整合をとるための修正を行いました。また、鷺田委員には、こうした観点からの前書き等を修正いただいておりますが、本日は都合によりご欠席です。

今回は前回の調査会で時間がなくて議論できなかった制度の問題について、最初に議論をいただきたいと思います。その後、初めに戻りまして全体の案について議論をいただく形にしたいと考えております。この制度の問題につきましては、事務局で論点をまとめさせております。それからスタートをするということによろしいですか。

では、事務局から参考資料について説明をしていただきます。

(外山参事官)参考資料の論点メモです。

1. 各規律形態についての留意点ということで、報告書案本文の38ページ、39ページに記載してあるのとほぼ同じです。1つには法令に基づく規制、あ

るいは法令に基づくガイドラインも含む、クローン技術規制法やそれに基づく特定胚指針によるものです。これは強制力を伴う点で実効性においてすぐれたものですが、制約の程度は最低限でなければならないものです。2つ目として、国のガイドラインです。これは法令に基づかないもの、例えばES細胞指針があります。これは当事者の自主性や倫理観を尊重するもので、柔軟な規制の形態をとります。他方、その実効性は法令に基づく規制に劣ります。3番目に学会等のガイドラインによる自主規制です。例えば日本産科婦人科学会の会告があります。これは当事者の自主性や倫理観を尊重しつつ、一定の拘束力を持って実施されることも期待し得るわけですが、他方、国内のすべてのものに対する共通的制度としての機能は期待しがたいという点があります。

2番目に、指摘された論点についてです。これまでの議論やアンケートでの記載等を踏まえまして記載しております。恐縮ですが、大小不ぞろいな論点になっていることをお許しいただきたいと思います。ここで大きく2つの論点があり、1つ目が規制の形態についてです。以下、かいつまんで申し上げますと、生命科学は現在発展中の分野なので、未知の部分が多いことをどう考えるか。国民的対話、国民的議論の必要性についてどう対応するのか。「人の生命の萌芽」の保護は法的規制の根拠となるのか。次のページで、例えば当面は国のガイドラインで対応し、法律化を目指して国民的議論を促すといった段階的対応を行うことが考えられるかといったところのご意見がございました。2つ目がヒト受精胚等の作成・利用に関する審査機関についてです。例えば、所管省庁と組織形態をどうするのか。社会の十分な信頼のもとで適正な基準に基づく管理を行うためには、どのような機関とすべきなのか。機関は性格として個別案件の審査機能だけではなくて、審査基準そのものの制定や変更も委任されるべきか。研究機関における審査と国の審査による二重体制は必要か。ヒトES細胞指針に基づく審査と同様の体制による審査で対応し、将来の第三者機関の設立を考えるとといった段階的対応を行ってはどうか。さらには、情報開示等の透明性、積極的な情報発信の必要性をどう担保するか等々。最後にこの審査に参加する委員の構成及び人数はどうすべきかというご意見がありました。

以上です。

(井村会長) この参考資料は、あくまでも議論をいただいたことを列挙したも

ので、まとまりはありません。大きな論点として、1つは制度的枠組みとしての規制をどうするのか。法律によるのか、ガイドラインによるのか、学会の自主規制にゆだねるのか、3つの可能性があります。その点についてご議論をいただくことが必要かと考えております。第2に、何らかの規制が必要になってまいります。審査機関をどう位置づけるのか、どのような審査機関を置くのが望ましいのか、2つの論点があろうかと思えます。これらの点について、ご議論をいただければと思います。

(島園委員) 2番目の(1)の2つ目の丸のところですが、ルールに関するコンセンサス形成に向けた国民的対話、国民的議論の必要性にどう対応すべきかという問題が一番根本にあると思えます。このための機関をどう考えておられるのか、現在このための機関がどこにあり、どう機能しているとお考えであるのか、前にも井村会長のお考えを伺ったことがあります。審査機関のことを考えるには、まず基本的な合意形成の機関、生命倫理委員会に相当するものが明確になっていないと技術的な方面から物事を扱うことになってしまうと思えますので、この点について会長のお考えを伺いたいと思えます。

(井村会長) それについて、ご意見があれば出していただきたいと考えております。私自身の考え方はありますが、まず皆さんのいろいろなご意見を伺いたい。今後国の生命倫理委員会は、どういう形が一番望ましいのかについてのご意見をできるだけ出していただけたらありがたいと思っております。報告書案へ書き込むかどうかはまた別の問題になると思えますが、それも大変重要な問題だと思えますので、ご意見があればぜひ出していただいて、今後検討をすることにしたいと思えます。

(島園委員) いつごろまでにお出しすればよろしいでしょうか。

(井村会長) そうですね。これはどういう形になるかによって違うわけですが、行政的な組織の中に位置づけておかないといけないのではないかと思いますので、簡単にはできないかもしれない。ですから、今回のようなヒト胚の問題を一つの契機として働きかけていって、何らかの形の生命倫理委員会を設けていくと

いうことをしていかないといけない。ご意見がありましたら、できればできるだけ早く出していただいて、これからの検討課題にすべきだと思っています。

（高久委員）最初に話がありました、法令に基づく、あるいは国のガイドライン、学会等のガイドラインということについてですが、3番目の学会等のガイドラインによる規制は、学会のコミュニティに属さないものに対しては拘束力がないので、議論する必要はないのではないかと。法律とガイドラインのどちらの規制かといいますと、私は法律のことはよくわかりませんが、ガイドラインのような形で規制した方が柔軟に対応できるのではないかと思います。例を挙げますと、脳死法案ができますと、かえってほとんど行われなくなってしまったという実例を見ておりますので、ガイドラインの方がフレキシブルではないかと思っております。

（井村会長）もう少しご意見をいただきたいと思えます。

（田中委員）この問題について、基本的な考え方をまとめる場合に、クローン技術規制法との関係は、法的にどう考えていらっしゃるのですか。それをベースにして、部分的にかぶった形で考え方をまとめるのか、あるいはそれとは別に独自に意見をまとめるのか、形によって法令に基づくガイドラインになるのか、法令に基づかないガイドラインになるのか、あるいは法令はどうするのかという形で、現行の法制との関係で基本的にどう見通しを持っていらっしゃるのかによって何が適切かが変わってくると思えます。

（井村会長）事務局から何かありますか。

（大熊統括官）その点のことを十分考えなければいけないのですが、まずここで議論されている内容について、どのような規制体制がいいのかという議論をきちとした上で、またクローン規制法等も含めて考えるというように進めていくのかと思っております。

（井村会長）法令で規制する場合には、当然クローン技術規制法との関係が出

てまいりますね。ですから、全体をまとめた法律という形になることは一つの可能性として考えられます。そうでないガイドラインの場合には、法律はそのまま、我々はヒト胚をこういうふうにして、こういう形で今後のあり方を検討しますということになるかと思えます。

(町野委員)問題は、ヒト胚の取扱い、ヒト受精胚の保護ということです。まずES指針がその一部を規制していることは間違いない。これは法令に根拠のない完全なガイドラインです。もう一つはクローン技術規制法です。これは非常に複雑な法律ですが部分的にヒト胚の規制をしていることには違いない。特定胚をむやみにつくるとクローン人間などができる可能性があるため、その危険性を抑えるという観点から正面に出ています。しかし、法律の内容、それに基づく特定胚指針を読みますと、必ずしもそれだけではなくて、受精胚をどの程度保護するかという問題もこの中に入っていることも間違いない。従いまして、ここで包括的なヒト受精胚の保護、あるいはヒト胚の保護のことを考えるときには、既にある部分がこれらによって規制されているということに注意しなくてはならない。しかし、これらはいずれも特定の目的、あるいは胚の一部についてのものですから、その一般法的なものをどういう格好でつくるかということになるだろうと思えます。必ずしも全体を包括した一つの法令にする必要はないのであって、今のようなことを理解しながらガイドラインによるということも十分可能ではないかと思えます。

(井村会長)もう少しご意見をいただきたいと思えます。

(島園委員)報告書をいつお出しになるご予定か伺いたいですけれども、こういう制度の問題はそれだけで大変大きな問題で、長時間の審議を要する課題だと思えます。したがって、短期的に今回の報告書にどういうことを載せるのかというような議論と長期的にどうすべきかということは、分けて考えるべきことではないかと思えますが、会長が今お尋ねになっているのはどういうことなのかということをお聞きしたい。

(井村会長)現時点で我々は議論をして、こういうのは望ましいということ

報告書に書いていったらどうかと考えております。実際、我々に法律を提出する権限はありませんので、そういうことが望ましいと言うしかできないわけです。我々としては、現時点で法律にするのが望ましいのか、それともガイドラインで規制していくのがいいのかをご議論いただいて、それを書き込むことになると思います。前回は申し上げましたようにまだ中間報告であって、これからこれをパブリックコメントにかけて、いろいろな方の意見を伺った上で最終報告書になるわけですね。それまでにまだ時間がありますから、当然議論することは可能です。現時点で我々としてどういう形がいいのかをある程度見当をつけておくことが必要ではないだろうかと考えております。

何かほかにご意見ございますか。

(石井委員) 私もガイドライン的な部分は必要だと思います。柔軟な対応をする必要はあると思いますが、すべてをガイドラインにしてしまうのではなく、法に基づいたガイドライン規制の方がいいのではないかと考えております。と申しますのは、この報告書の中でもヒト受精胚はモノでもないけれども、人でもないという位置づけをしておりますが、モノについて、人については法的な保護が与えられていますが、ヒト胚は、人でもない、モノでもない、モノよりは大事なものとしての位置づけを与えられて法的に保護されてはいないと私は思います。そこを明確にする必要があるのではないかとと思います。

(井村会長) そうすると、クローン技術規制法との関係はどう考えておられますか。

(石井委員) クローン技術規制法は胚の保護という観点ではなくて、どちらかといえばクローン人間が生まれないようにするための法律だと思いますので、そのところは切り分けた形ができるのではないかとと思います。もちろんその見直しが求められているのですから、その一体的な改正も考えられると思います。

(町野委員) 余りここで法律論をやるつもりはありませんが、モノについては既に規制があるのに、モノより上位の価値を持つヒト胚に規制がないのはおか

しいというご意見と承りましたが、それでよろしいですか。

（石井委員）法律家の間ではヒト胚を壊してもモノを壊したことにはならない、人を殺したことにもならないという議論がある点からもきちんとヒト胚にふさわしい価値と保護が与えられるような規制をした方がよいということです。

（町野委員）法律上、モノについての保護はあると言われているのは誤解で、人間のモノに対する所有権についての保護があるだけのことです。モノそのものは保護していない。今問題なのは、ヒト胚の倫理的な地位を考えて、それは人とは言えないけれども、モノとは全然違う、いわゆる独立の存在であるということです。例えば六法全書が「私」と言うことはないだろうけれども、ヒト胚は「私」と言う権利がある程度ではないかということです。そういう問題ですから、私は次元が全然違うと思います。

それから、もう一つは、クローン等規制法は、先ほど申しましたとおり、単純にただクローン人間等が出てくることを防止するための法律とばかりは現在考えられていないと思います。その点の切り分けはかなり困難といえますが、もう一つ考えなきゃいけないだろうと思います。

（石井委員）全く違うのであれば、人としての保護は与えられず、モノでもないということをはっきりしているので、きちんとした保護が必要だということです。

（町野委員）違うということは直ちに規制を必要とする理由にはならないということです。私が申し上げましたのは、段階的にモノ、ヒト胚、それから人間というぐあいに価値の序列があるという問題ではないことを申し上げただけです。また、規制をするかどうかは、それ自体に重大な価値があれば直ちに規制しろということにはならないということです。そのようにすることが妥当かどうかというもう一つの別の観点加わるわけです。先ほどから何回か出ておりますとおり、学問の自由という問題もあるわけです。それと同じような問題です。私が申し上げたかったのは、モノは保護されているからヒト胚はもっと保護しなきゃいけない、だから法律の規制が必要だという論理はないだろ

うということだけです。

（井村会長）法律論になると、なかなか我々も手ができませんが、どなたかもうちょっとご議論をお願いします。

（田中委員）法律論に深入りするわけではありませんが、石井委員のおっしゃることはわかりますが、もし「人の生命の萌芽」としてその法的保護云々になってくると、人とかモノというカテゴリーの根本的な話につながっていくから、射程距離は物すごく広がっていくのではないのでしょうか。だから、そういった意味では、この話はここでは限定しておいて、その議論はまた本格的な形で、胎児とか含めて「人の生命の萌芽」全体の位置づけを考えることにしないと、これだけで何か独立の法的規定をするというには、ちょっとアンバランスな気もするのですけれども。

（石井委員）すぐに私もこれができるとは思っていませんが、ここでこの問題だけに限ってガイドラインでという報告書を出してしまう、常にそういう形で進んできていることが問題なのではないかと思うのです。クローン技術規制法の際にもそういう議論をしないで法律ができ、ES指針の際にも先送りをし、そのために今議論しているのに、また限定されたことだけについて報告書を出して、次の問題が起こったときにまた次の問題という形になっていってしまうのではないか。せっかくここでは人未満、モノ以上の人の生命の萌芽という位置づけで合意できるなら、それにふさわしい今後法的な保護も与える。社会がそれに認める価値に値する保護がされなければならないものと私は考えていますので、少なくとも報告書にはそういう方向性が示される必要があると思います。

（南委員）私も法律はわからないのですが、ガイドラインか法かということと言いますと、先ほどもご指摘がありましたように、法令で規制した場合に非常に動きづらいものになってしまう可能性があるというのも一面事実だと思いますし、ガイドラインでは十分な拘束力がないというのもまた一面の事実です。先ほど高久委員は学会等の研究者コミュニティはそこに属さない人に対して何

の意味も持たないというご指摘があったのですが、まさに日本は学会がそういう状況にあることが問題なのではないでしょうか。日本産科婦人科学会の場合などでも不妊治療は結局ルールを違反した方が学会を除名になるというだけで、事実上は何の支障もなくまた診療を続けておられるという現状があるわけですが、国民から見ますとそれはちょっとおかしいのではないかと思います。

研究なり学術の高度な技術を担う専門家の方々の間に何らかの強制参加の組織を、つまり強制加入でなければ規制の意味がないわけですから、強制参加の専門家組織がないといけないと思います。どういう形かはわかりませんが、よく弁護士と医師の職業団体の違いが例にあがりますが、自浄作用の発揮できるきちんとした組織がないと、今後もいろいろな問題があるのではないかと。今回の議論の中でそれを根本から検討するのは無理ですが、今後のことを考えますと、方向性としてはそういったものをつくっていただかないと、こういう高度な技術の管理は非常に難しいと思います。

（島菌委員）1の問題と2の問題といいますが、審査委員会の問題と重ねてお話をしてもよろしいでしょうか。

この専門調査会が全体として根本的な方針を打ち立てるという目標を持ちながら、なかなかそれが実現できなかったと感じておられて、今、井村会長が今後の長い展望についても考えた方がいいとおっしゃったので、そういう面から申しますと、その場限りの対応策を重ねていくことは避けなくてはならない。大きな方針、大きな考え方の基準について国民の合意を得ていく努力が必ず必要になると思います。そういう面から、1の方も法令に向けた努力が必要であろうと思いますし、審査委員会の問題をまずは審査委員会としてしまっ、根本的な指針ではなくて行政的な措置で物事を処理していくと、そういう方向で動くということには大きな問題がある。ですから、もし審査委員会について何か報告書を出されるなら、それにあわせて基準の倫理的問題の討議の合意形成の問題とあわせて報告書に示されるべきだろうと考えます。

（井村会長）もう少しご意見をいただきたいと思います。

強制参加の組織というのは実はないのですね。医師会も任意団体ですし、自由主義国ですから任意団体なので、ないのです。国のガイドラインとして規制

をすれば、すべての人に対する規制である、ただ罰則はガイドラインではつかない。しかし、それはその国のすべての人に対する規制になると思います。医師会とか医学会とか、あるいは日本産科婦人科学会とか、そういう限定された任意団体では強制力がありませんから、先ほど高久委員が言われたように、ちょっと無理だろうという気がいたしますので、私も法令かガイドラインの2つのどちらかなと思います。あるいは長期的に見れば法律を視野に入れながら、とりあえずガイドラインで一定の規制をするようなことになるのかなと思っております。もう少しご意見をいただきたいと思っております。

（南委員）職業集団としての自浄作用と申しますか、そういうものを研究者なり、職能団体に求めること自体が日本では難しい、というのはわかります。現状ではそうですね。でも、今後もこのままでよいのか……。

（井村会長）自浄作用はできるだけ求めるべきだろうと思っております。思っておりますが、脱退をする人が出てきたら、その人には規制が及ばないですね。

（高久委員）その問題について、ドイツでは医師会を除名されると、医業ができない。日本医師会でも、将来的にはそういう自浄作用を持たなければならないだろうと議論はされていますが、すぐにはなかなかそうならない。

（井村会長）今のところ開業医はほとんどが医師会に参加しているでしょうけれども、大学の医師はごく一部しか実際は入っていないという状況ですね。

（南委員）現状では難しいというのはわかりますが、今後は、国民のコンセンサス形成ももちろん必要ではありますが同時に、こういった専門的な技術を担う方々の間に何らかの形での強制力を持った自浄作用のある団体をつくっていきませんか、こういう議論は非常に難しいだろうと思います。非常に専門的で高度な技術の研究であって実際技術を担う方々にしかわからないことがあるわけですから。同時に、片方には研究の成果を待っておられる患者さんがたくさんおられるので時間の猶予は許されない。そうすると、そうした専門家の組織は、どうしてもつくっていただきたいと思うわけです。

(町野委員) 今の日本の医師会を弁護士会のような強制加入団体にして、それに自律権を与えるということは不可能だろうと思います。日本医師会でも議論はされていることを私は伺っておりますし、現在もし意味があるとするれば、医師会ではなくて、例えば母体保護法指定医の資格を取り消すとか、保健医療の資格を取り消すくらいだと思います。これはかなり効果があるとは聞いております。外国のようにその団体自体が裁判所を持つということは恐らく難しいと思います。

第2に法律をつくることの意味ですが、1つは価値をはっきりさせるということの意味はあるだろうと思います。これは生命倫理についての重要な問題ですから、これを行政、いわば政府とお医者さん、あるいは科学技術者との間の相談事だけで決めていいかのという疑問は常につきまといまいます。その点で法律を国会で議論してきちんとやってもらうのは、私はそれはある意味では大切でないかなと思います。ただ、これはシンボリックな意味が非常にあるわけですから、国側が法律でこれはいけないことだと、これはやるべきだということをはっきりさせるということは、国民の側にはかなり大きな意味を持つし、みんなもこれに従おうと思うわけですから、その限りでは意味が私はあるだろう。しかし、強制力を持たせる、実効力を持たせるために全部法律をつくれと、それはやるべき態度ではないと思います。先ほどモノは保護されているからヒト胚はもっと保護しなきゃいけないというご意見がありましたが、もしその理屈をとりますと、モノは今刑法で器物損壊罪で処罰されておりますから、ヒト胚侵害罪も刑法の中に入れるという議論にならざるを得ないのです。程度の問題ではないわけです。いかにして今のような規範といいますか、ヒトの受精胚の濫用を禁止するというような規範を、どのようにして実効力を持って担保するかということが問題なのであり、それには罰則を目茶苦茶につける、禁酒法のようなことをやるということではなくて、国の政策が国民的議論を巻き込んだ上できちんとこれから確定し、そして明確な規範がつくられるということで私は十分ではないかと思えます。国会での議論というものは私は必要だろうと思えますが、これは法律でやらなかったら全然いけないかということ、そうではないだろうと思えます。

(勝木委員) 南委員のご意見に私は賛成です。今何人かの方がおっしゃって、消えそうなので、支持することだけを申し上げたいと思います。

私も、前から同じことを申し上げておりますけれども、今おっしゃったことのポイントは、事態の変化によって学会の役割が変わり、拘束力のある制度が必要であるという点だと思えます。強制力を伴うような制度が必要な理由は、専門的な人以外はなかなか理解が難しいことが起こってきているということがあって、今までの制度の中に資格を剥奪する制度を埋め込むことができないかもしれないが、新しい事態に対して対処するには、この問題に限定してでも強制力のある制度を、ぜひ検討していただくようにこの議事録には残しておいていただきますようお願いいたします。またもし検討されるならぜひしていただきたいと思えます。

(井村会長) 具体的にどういうものが望ましいのでしょうか。

(勝木委員) さっき高久委員はドイツの例をおっしゃいました。また日本弁護士会はたしかそういう状況になっていますね。これは米本昌平さんが以前ヒアリングのときにお話しになっていたのですが、戦後日本が医療制度を改革するときに、医師会などの反対で、欧米の制度を導入しなかったというご紹介がございましたね。全体を欧米式に変えることはなかなか難しいのかもしれませんが、新しい状況に対処して、新しい強制参加の学会にこの制度を導入することが出来ないのか。実際にこの技術を展開する方々は日本産科婦人科学会の方がほとんどでしょうし、その他の方を強制参加させて、そこだけを免許制にする。というもまた法律の方がそんなことはできないとおっしゃるかもしれませんが、それぐらい重要な決断を含んでいることではないかという意味です。

(島園委員) 先ほど高久委員が言われたことのちょっと反対の面になるかもしれませんが、臓器移植に関する法律が既にあるわけで、それができたことによって、余り臓器移植が進まないことが残念だとおっしゃっておられるのですが、同時にこれは日本では大変大きな議論が起こり、日本で議論されたことが世界でだんだん注目されるようになっておりまして、私が知っている限りでは世界じゅうからそれをどう評価して、そこからどう学ぶかという議論が起こってい

ると考えています。ですから、法律をつくることによって、深く生命倫理問題を考えるということがあると思いますし、臓器移植とこの問題は人間の命や体の利用というパラレルな現象であって、片方には法律があり、片方には法律がないというのも非常にバランスを欠いたことになると思います。もし長期的には法律が必要であるけれども、ガイドラインをその期間までにつくるとすれば、恐らくかなり短い展望のもとにということで、一度認めてしまったものはなかなかその後抑制することはできなくなるので、現在の段階ではここまでということを中心にかなり厳しく規制したものにしないと、ガイドラインと、将来的な展望と合わないことになるのではないかと思います。

(井村会長)いかがですか。

(高久委員)脳死移植法の場合には、移植をどうしても進めなければならないということでつくられたと思います。そうでなければ、移植をした医師が殺人罪になるわけですから、できた経緯はよくわかるし、法律をつくったこと自体は間違っていないと思うのですが、ただドナーの年齢の問題についてはいつまでたっても改まらずに、子どもの患者が外国で移植をうけているという状況が何年たっても変わらない。いったん法律になるとなかなか変えるのが難しいという点に私は問題を感じています。

それから、クローン技術規制法の場合には、人間をつくってはいけないという世界的なコンセンサスがありますから、それを罰するのは当然だと思います。私は必ずしも法律か、ガイドラインかではなくて、町野委員がおっしゃったように、ある部分は包括的な法律でやってもいいと思いますが、多くはガイドラインでかなり科学の進歩に対して対応できるようにした方が良いのではないかという考えです。

(藤本委員)ちょっと本題と方向が外れるかもしれませんが、確認をさせていただきたいんですが、非配偶者間の体外受精の報告書が出ましたが、胚提供も含めてですね。そこで、実施施設を審査する機関、あるいは成績を受け付けて登録する等の機関、これらの設置については法的な何か裏づけを考えてのことですか、それともガイドラインでそういう機関を設けてやっていこうとするこ

となんでしょうか、それを教えていただければ大変ありがたいと思います。

（井村会長）だれか答えられますか。高久委員が言われたように、日本は一たん法律ができると非常に変えにくいと、これは日本の特徴ですか。

（町野委員）日本の特徴を語るだけの資格が私にはあるかどうかわかりませんが、けれども、臓器移植については確かにそのように思います。もちろん変えたらいいかどうかというのはまた別の問題ですから、島藺委員のように、日本の臓器移植は世界のトップランナーなのだから変える必要はないというお考え方もあるでしょう。しかし、変えにくいのは事実です。

（田中委員）南委員のおっしゃったことに関係するのですが、こういう問題で基本的には学会等のガイドラインの自主規制をもう少し強化する必要があると思うので、考え方をまとめるときに現状がこうだから、これでは実効性がないというだけではなくて、もう少し実効性あるようなものにする、弁護士会はある形で行っているわけですから、医師会とかが絶対的にできないということはないので、努力をなささいというぐらいの提言は考え方の中に入れておいて、余り行政的な規制とか法令に依拠するというのではなくて、自主的な規制がベースにあるべきだということを少し示しておいた方がいいのではないかと。現状がこうだから仕方がないというよりは、もうちょっとその改善に期待した方がいいのではないかと気がします。

（井村会長）ただ、これもすぐにはできませんからね。

（田中委員）みんながそういうわけにはいかないですけども。

（藤本委員）ガイドラインの中にも多少の規制はできると思います。例えば、施設、あるいは研究者の認定とか指定とか、もしある一定の条件を逸脱した違反行為の場合はその指定を取り消すとか、それは法律でなくても国のガイドラインでやればかなり幅広くできるのではなからうかと思えます。

(石井委員) 私は先ほど藤本委員から質問のあった委員会の委員だったものですから、私は、細かいことすべてを法律に定めはしないけれども、審査機関は法律の中に位置づけられるものと理解しております。

(井村会長) では、審査機関の問題もご議論をいただきたいと思います。ES指針については文部科学省の中の委員会が審査をしているわけです。現時点ではかなり厳密な審査がなされていて、申請しても差し戻される場合がかなりあると聞いております。ただ、このES指針も今のところは研究応用だけを対象としておりますから、文部科学省だけでいいわけですが、もし臨床応用の道が開けてきたときには、当然厚生労働省も絡んでくる問題になってきますので、審査機関があればいいのかどうかということが問題になります。それから、もしヒトの胚の研究目的での作成とか、あるいはクローン胚の作成が仮に許されるとなると、今度はそれをどこが審査するのかが問題になってくると思います。それにつきましてご意見があればお願いします。

(島園委員) ES細胞の指針が出たときからそれに反対している理由は、どのような研究が許容されるかということについての議論がなされていないければ、審査されるときに明確な基準がなくなるのではないかとということでした。そこで、実際に文部科学省で勝木委員、その他審査に当たっておられる委員があると思いますが、研究者の側が申請したものが返されてくるときに、それを納得されておられるのかどうか、どういう基準かということがどういう文書にどういうふうに示されているのか、あるいはどういう基準というものがもとにあると考えられているのか、そこのところを伺いたいと思います。

(井村会長) 文部科学省の方から、お願いできますか。

(文部科学省 安藤室長) ヒトES細胞研究における基準は、指針に書かれている内容のみでございます。それ以外の具体的なものはございません。今の審査は、指針に書かれている基準をもとに、専門家に集まっていただいて、専門家の知見をもとに議論していただいているという進め方で行われています。差戻しにつきましては、確かに審査を開始した当初は、指針に対する理解が十分

でない等の理由から、他にもいろいろ推測はされますが、何度も議論があった案件はございます。しかし、最近の審査案件につきましては、何度も差戻しをしている状況はありません。

（高久委員）遺伝子治療については、文部科学省と厚生労働省と合同の作業委員会をつくって、最終的にはたしか厚生労働省の科学技術部会でゴーサインを出したと思います。最初のころは別々にやっていたようですが、ダブリが多く、同じことを2つの委員会でやるのは意味がないだろうということで合同になったはずです。

（島菌委員）中絶胎児の体を利用するということも審議されている場所があると思いますが、そういう議論とES細胞の利用の議論とどういうふうにかかわり合っているか、その辺は厚生労働省で議論されているのではないかと思います。いかがでしょうか。

（井村会長）どなたかご存じですか、中絶胎児の利用の問題。

（町野委員）たしか厚生労働省の中の体性幹細胞に関する専門委員会で議論しております。私は授業等でかち合いましてなかなか出られないのですが、私が理解している範囲ですと、中絶胎児の問題については議論が今集中していると思います。石井委員も議論に参加されておられますから、後から補っていただきたいと思いますが、そう簡単になっているわけではない。

それから、先ほどの島菌委員のご質問で、ヒトES細胞の研究利用の審査について、どのような研究目的を共有するかについて、ガイドラインがはっきりしてないので、問題が生じてはいないかということがありました。今のところ私が知っている範囲ではそれはないと思います。ただ、差し戻されたというのはいろいろ手続上の問題、あるいは審査委員会の構成、あるいは審査の仕方としてちょっと乱暴過ぎはしないかと、私は必ずしもそうは思っておりませんけれども、そういうようなことで結局戻っているわけで、研究の目的がこれは反倫理的であるとかで差し戻されたケースは今のところないようです。

(島蘭委員)不幸にして中絶された、これは生命の萌芽というよりも人間であるわけですが、そういう存在をどう利用していいかということは大変な倫理的な問題があることは明白であり、それとヒト胚を利用して関連するような目的に利用するわけですから、これは深くかかわっているわけですね。こういう問題は統一して扱うべきであって、これは国のかなり高度な倫理審査機関で論ずるべき問題であると思います。この問題がこの委員会で議論されなかったということは、今後出す報告書についても非常に弱いところになっておりますし、その点の展望も含めて考えないと、私は文部科学省の方が言われたのですが、その前に指針の前に「ヒト胚研究に関する基本的考え方」という文書があります。これはこの前にあった生命倫理委員会では、かなり突っ込んだ議論をして、ES細胞について、これは何人か勝木委員はじめ、非常に高度な議論がなされて、それに基づく文章が書かれているので、それは少なくとも大いに参照されるべきであるし、参照されているに違いないと思います。

(曾野委員)私は今朝、小説のネタになるかなと思うちょっと古い新聞記事を読みました。アメリカ合衆国で43歳の父親が中絶反対の確固とした思想を持っていて、中絶は生きるべき胎児を殺すんだといって、中絶をする医者を銃で撃ち殺したのです。それで、その人が今度死刑になりまして、今民間団体が騒いでいます。その人が死刑執行されたかどうかという記事を私は今持ちあわせておりませんが。自分の子供は3人もいるわけですから、いい父親であって、そして胎児も絶対に中絶するべきではないとはっきりした思想を持っている人が胎児を殺すという操作に立ち会った医者を猟銃で撃つ。その人が今度は死刑になるということに対して、アメリカの世論は非常に騒いでいる。これは委員の先生方からごらんになればいろいろと矛盾があって、そんなことを私が興味を持つ必要はないとおっしゃるかもしれませんが、ES細胞をどうするかとか、人間の社会全体においてそれがどこに位置づけられるかということを決めてもよろしい、ガイドラインも必要でしょうか、審査会も全部要ると思うのですが、その上に立って、この人生・世の中の全体を見て、それは一体こっちと矛盾するのかもしれないのか。そういう総合的な視点を調整する審査機関を設置なさるということが必要ではないかと思います。つまり余りにも細かいことを研究なさり、審議なさっていると、世界・世の中の全般の人間というもの

の生き方に関する位置がわからなくなってしまうのではないかと思います。

(井村会長) もう少しありますでしょうか。

(町野委員) 先ほど厚生労働省まで入るかという議論がありましたが、結局これは規制といいますか、臨床を入れないただの研究だけの規制をつくるか、あるいは臨床研究まで含めたものにするかという態度決定ですから、これがかなり重大で、報告書の中には書かざるを得ないと思います。体性幹細胞の場合は臨床研究の方に入っておりますから、厚生労働省が結局やっている。ES細胞利用の場合はまだそこまでいってないので、研究段階で文部科学省がやるという、素人から見るとわかり難い役割分担で動いているようです。

それから、2番目に先ほど島蘭委員が言われた中絶胎児の使用の問題と胚の問題とが一体ではないかというご議論ですが、かなり議論を要する点だろうと思います。この専門調査会のミッションは、ヒト胚は「人の生命の萌芽」である、ですから議論しなければいけないということから始まったわけですね。中絶胎児の場合は、これはそのようなものでないことははっきりしています。もちろん議論はいろいろありえます。倫理的な問題として同じじゃないかというようなご議論はあるだろうと思いますが、かなり違った問題です、もしそのことまで議論すべきだとするならば、もう別の委員会を私はつくらざるを得ないと思います。もちろん島蘭委員のご見解もわかります。そして、中絶胎児の使用の問題は、中絶を悪とするプロライフの人たちが非常に反対しているわけです。つまり犯罪行為で得られたものについて、それをさらに利用するということは犯罪行為を助長することになるのではないだろうかという観点で反対をしているわけです。必ずしも中絶胎児そのものがヒト胚と同じ倫理的地位を持つからということでの反対ではないわけです。

(井村会長) もちろん胚と胎児は一続きですから、全く無関係であるということはないと思いますが、この生命倫理専門調査会のミッションはそこまでは含まない。ヒト胚の地位とその取扱いについての基本的な原則を決めるということですか。それでよろしいですか。

(町野委員) 私が申し上げたのは、中絶胎児の件についてだけです。中絶の是非の問題、つまり胎児の問題とヒト胚の問題との間には私は連続性がなければならないと思いますし、皆さん方もそのように考えられておられますので、報告書の中に正面から中絶の是非の問題を取り上げるということはしないと思いますが、このことは意識して、私は中絶胎児の問題についてだけ申し上げました。

(石井委員) 3点ほどあります。1点目は先ほどの厚生労働省の委員会、私も前回欠席してしまいましたので、議論がどこまでいったかわかりませんが、胎児の問題は重要ですので、ヒアリングもして今後集中的に議論するということになっていると思います。それとの関連も含めてですが、胎児の問題も議論しなくてはいけないということは、井村会長も以前おっしゃっておられていたと思います。報告書の中にも視野に入れるという言葉は入っていたと思いますので、今後の検討課題として位置づけられていると思います。その関連で、最初にこの調査会と、他省の委員会等々との位置づけの議論をしたと思いますが、そのときにはここで倫理のことすべてを議論するわけにはいきませんが、どこで何を議論し決定しているかをわかるようにするという話はあったと思います。文部科学省のES細胞利用についてはここで指針を議論したので、その後も報告はされているのですけれども、その後いろいろなところでいろいろな指針がつけられる際に、どこまで連携されているかが疑問です。ぜひ胎児の問題も、厚生労働省が指針をまとめるにあたってどのような議論をしているかということをごここに反映していただく必要があると思います。

(勝木委員) 法律家の先生方の意見を聞いていると、私はどんどん実態と離れていくような気がして、法をつくと漏れているところに本質があったりするような気がします。そういう意味で厚生労働省にしても文部科学省にしても、要するに技術的なことに終始してしまわざるを得ないところに限界を感じます。例えば脳死の場合、私の直感で、もし誤解があればお許し願いたいのですが、マニュアルがあって、そのマニュアルに沿っているかどうかということが重要になって、その前提となるマニュアルをつくる時の考え方が忘れられてしまい、技術的なことに終始してしまうことの不安です。根本的な考え方が、常に

追体験されていくこと（教育による許認可性）を制度的に作るには、現在の行政組織を越える組織が必要です。先ほど曾野委員がおっしゃいましたけれども、これは最初にこの専門調査会が出たときからいろいろ議論されていることですし、井村会長も何度かおっしゃったことですが、これは内閣府の中に置いておくのがいいかという根本的なことをおっしゃったことがある。そういう点で、国家生命倫理委員会のような総合的な視点で見ることが重要ではないかと思えます。島菌委員がご指摘になった指針の問題が単にマニュアルの問題ではないのだということのご指摘のように私は解釈いたしました。文部科学省に関して申しますと、少なくとも議論の初めは余剰胚とは何かなど徹底的に議論しました。客観的な位置づけとしては余剰胚であるとしても、使用する人が本当にそれを解ってやっているのかというようなところから議論を致しました。先ほどのお話を聞いていると、厚生労働省のいろいろな委員会は法律的、技術的なことが先行してしまって、それから抜け落ちる本質的なものが少し心配な気がいたします。

（井村会長）先ほどからのご意見では、各省のもう一つ上に立って広い立場から生命倫理を見るような委員会が必要だろうということですが、それは私も賛成です。ですから、そういうことについてはどういう形がいいのかというのを考えなければいけない。ただ、一方ではもうちょっと実務をやる他、審査をするところが必要になってきますね。それについて文部科学省なり、厚生労働省に委嘱するのがいいのか、それとももうちょっと両方を超えたような審査機関をつくっていった方がいいのか、そのことが問題になると思えます。

（勝木委員）私は、現在の縦割りの行政機関を越えた審査機関を作るべきだと思います。ガイドラインや法律は行政機関に権限が委譲されるかもしれませんが、それを議論し、基本を決めるのは高い見識が必要です。先ほど南委員がずっとおっしゃっている学会のガイドラインが理想的に動くなれば、この学会の専門家を中心とした実践する人が倫理指針を常に追体験していくというものでなければなりません。

（井村会長）これは先ほど田中委員も指摘されたとおりなんですけれども、た

だそれが今すぐ実現できるかということになると、なかなか難しい問題じゃないかという気がします。

（島園委員）大変に有益な議論だと思います。幾つか確認したいのですが、町野委員がおっしゃったのは、中絶の是非みたいな議論はこの問題と切り離れた方がいいということでしょうか。しかし、中絶胎児の細胞を利用するという話は胚を破壊した存在の細胞を利用することとパラレルですから、これは不可分に結びついていると私は思っておりますので、それでいいかどうかを確認したいということが一つです。

それから、井村会長がおっしゃったことですが、審査委員会について考えるには、その基準を明らかにするところの生命倫理委員会との関係が大変重要な問題になってくる、したがって両方あわせて考えるべきであると考えさせていただいてよろしいでしょうか。

（井村会長）私は必ずしもそこまで提案してないわけですが、何らかの形でそういう実務をやるどころ、広く見るところとしての生命倫理委員会のほかに、現時点では実務をやる審査委員会なり審査機関が必要ではなからうかと思えます。ですから両者の関係をどうするかは、またいろいろな考え方があり得ると思えます。

（島園委員）きょうの議論の中で、全体的に行政機関がそれぞれ個別に事を進めているので、全体の展望が得られないということがある。それが1点です。で、省庁を超えたような審査機関が必要だという議論はわかりますが、同時に行政的な措置で物事を処理することに対する危惧、長期的な展望で基準を明らかにしながら、それにのっとって審査が行われるべきである。そういう2つのことがあると思えますので、その関係を明らかにしながら議論をしていただければと思います。

（町野委員）まず、行政機関は結局は手足ですから、基本原則を決めるのはこちらの責任だと私は思います。行政自体が独自に判断して動くというような体制ではないわけです。今行政で執行の方がばらばらであるということは、必ず

しも考え方がばらばらであるということではなくて、ばらばらであるのを統一しなかった我々の責任だろうと思います。だから、手足がそんなにたくさんあるわけではありませんから、仕方のないことだろうと思います。それと恐らく関係すると思いますが、先ほど勝木委員の質問にどうも法律の人が言うの実態を見失うというようなことがありましたが、それは私の物の言い方にまだ未熟な点があるためだろうと思います。行政の中で例えば厚生労働省の委員会に行ったり、それから文部科学省の委員会に行ったりしたときも、全体のことを考えながら、この範囲で何をすべきで何をすべきでないかを議論しているわけで、頭の中で私としては議論しているのです。恐らくここにおられる法律の委員もみんな同じではないかと私は思います。第3に、島園委員からの先ほど確認の質問ですが、そのようには考えておりません。簡単に言いますと、私はヒト胚、生命の萌芽である存在についてはここで議論すべきだということです。まず問題になりましたのは、生命の萌芽というのはどこまでかという議論で、クローン胚はそうじゃないという議論もあり得たのですが、それは入るということで合意致しました。生命の萌芽だとするなら、胎児も恐らくそれに入ることは間違いないものですから、それとの整合性を保ちながら全体的に考えなきゃいけない。そうすると中絶の是非の問題ももちろん新しい案の中にあります。ある範囲でこういうときに中絶できるとすると、あるときはこのヒト胚についてこういう場合もいいのか、悪いのかという議論は恐らくあり得るだろうということです。そして、先ほどヒト胚を毀滅してその細胞を利用することと胎児を中絶してその組織を利用することとはパラレルじゃないかとおっしゃられました。しかし、中絶胎児の使用の場合は既に中絶された胎児についての議論であり、こちらの場合はヒト胚を作成し、あるいは既に存在しているヒト胚を利用してということですから、議論としては違うということです。このように言いますと、また法律家は訳のわからんことを言うといわれるかもしれませんが、また後でその点をご議論しても結構です。

(勝木委員) 誤解があったかもしれませんが、問題は局面、局面に法律ないし見方があって、さきほど曾野委員がおっしゃったように、胎児を中絶することが合法的な場合があり、片や殺すことは犯罪であるときに、全体を勘案すると別の価値観があるのではないかという疑問があるわけですね。それはかなり高

度な倫理観というか、個別の事態を積み重ねても、全体の判断はまったく別という事態に当面しているのが、今論じている問題ではないでしょうか。何編も申しますけれども、フロンガスでICチップを洗う、生産する側、利用する側も、全部が善意で全員がよいことと信じている。しかし集まったらオゾンホールがあいたという事実から出発すべきです。包括的に想像すべきことをよく検討するということ。個別のものが行政的に行われるときに、総合的な視点を出すステアリングコミティがなければ、私はこの問題は破綻が来ると思います。

(井村会長) ありがとうございます。中絶胎児の利用の問題は今まで議論をしてきておりませんので、今回はそこまでは触れない方がいいのではないのでしょうか。これはまた倫理上重要な問題であるのは間違いがないですし、ある視点から見れば共通性もありますが、今回はヒト胚のあり方とその取り扱いを対象にしておりますので、今回は触れないでおこうと思います。

それから、何らかの広い視野で生命倫理全体を見るようなコミティが必要だということは、当然のことではないかと私も考えております。実際の審査機関をどうするのかは、ご議論をふまえて次回に報告書案を提出するとしてよろしいでしょうか。また別に議論をしなければいけない問題があります。事務局から何かありますか。

(外山参事官) ございません。

(井村会長) それでは、この問題はここで打ち切ります。

次に、前回アンケートをとりまして、いろいろご意見を伺いましたので、これをまた後で述べていただこうと思います。その結果をもとにして、しかしあくまでもこれで決めるというものではなく、それを参考にして我々の報告書案を修文させていただきました。委員の皆さんのご意見をできるだけ生かしながら、きょう中間報告案をまとめたわけでありまして、これにつきまして事務局から説明をしていただこうと思います。それと同時に、本日欠席の西川委員と鷲田委員からは意見書が提出されております。それもあわせて簡単に説明していただきます。それから、島園委員及び勝木委員からも意見書が出されておりますが、きょうはお二人ともご出席ですので、お二人から直接発言していただく

ことにしたいと思います。

それでは、事務局から簡単に説明をしてください。

(外山参事官) 本文で説明いたしますが、アンケート以外にもその後先生方から続々と修正意見が出ておりまして、それらを踏まえて主要なところをご説明申し上げます。

本文の3ページですが、この1のヒト胚の取り扱いにおいて問題になることの1ページ目、それから2ページ目は倫理的な説明で、以下に検討の背景について2.とタブらない形で挿入されております。

上の3つの段落でございまして、体外受精の技術開発というものは欧米で激しい議論があったが、不妊に悩む夫婦にとって大きな福音であって、急速に全世界に広まった。他方、我が国では主として研究機関、学会に判断がゆだねられて広範囲な議論とならないまま医療として定着した。我が国でヒト胚のあり方が社会的な大きな問題となったのは、クローン技術の登場以降だということでありまして、そういう経緯を書いたということです。

それから、5ページ目の一番下の丸のところの上から3行目、4行目にかけて、原始線条形成後に従前は1個の生物として確立した段階と書いてありましたが、これを「個体形成に与る臓器の分化を開始する」とし、日本産科婦人科学会の会告の説明に準拠した記述に変えております。

また10ページ下から2つ目の丸でヒト胚性幹細胞の恩恵について書いてありますが、下から6行目ですが、恩恵を論ずるにはES細胞のマイナス面であるとかリスクについても記述すべきということで、分化は100%難しいとか、腫瘍が発生する可能性があるとか、神経系についてはシナプスを形成するのが難しいといった事情であるとか、あるいはこのES細胞から分化した細胞組織が人体を構成する通常のヒト細胞組織とは異なった性質を持つことを危惧する意見もあることを入れております。

あとは22ページで、余剰胚の研究目的での利用につきまして、従前はES細胞の樹立の研究のところだけでしたが、それ以外の余剰胚の利用の可能性についても追加しておりまして、2つの丸について研究目的の可能性について、こういう意見があったということで書いてあります。

あとは32ページから35ページにかけて、クローンのところにつきま

して、従前はただのES細胞と書いておりましたが、例えば32ページの一番下を見ていただきますと、自己ES細胞といった言い方で区分をしております。

あとは36ページ一番下の丸で、動物性集合胚の動物への胎内の移植につきまして、37ページの上の段の2行で従前はそういった胎内への移植について、検討するかのような記述がありましたが、少し慎重な言い回しに変えております。

あとは38ページ、39ページは先ほどの制度の形態、制度の内容と言い方に変えたことと、あと40ページのむすびで最後のところの段落で言いぶりをまだ中間的なものだと書いております。

最後に、付録のところで46ページ上から2つ目の丸でイギリスのHFEAにつきまして、最近の状況を確認したところ、ヒトクローン胚そのものの作成の許可はなされた例がまだないということと、それから47ページの下の方で韓国では最近「2003年9月に以下を内容とする法律案の国会提出を予告した」との記述を追加等をしております。

以上です。

(井村会長) それから、ご欠席の2人の委員の意見書を紹介して下さい。

(外山参事官) 追加資料1の西川委員の意見であります。1ページ目で再生医療について述べておられて、その際に失われた細胞を補う治療の開発が重要だということ、下から4行目ですが、パーキンソン病や糖尿病の治療でそういった効果が実際に示されたということをお述べおられます。次のページで細胞を補う一つの方法としてES細胞の樹立が効果がある、中段でそういった難病治療に必要な細胞について、モデル動物を使った実験ではパーキンソン病の治療が最も早く実現されるものと思われるといったことを言っておられます。それから、参考文献4、5を掲げて、未受精卵の核を患者さんの体細胞の核に置きかえてES細胞をつくることも可能だということで、こういった技術でマウスを使った実験が示されております。次の最後3ページ目ですが、こういったマウスを使った研究、クローン胚の作成、ES細胞の樹立、こういった細胞を利用した疾患の治療の中ではすべて可能だということが示されたけれども、人クローン胚の作成は困難であるということをお述べおられて、だから研究が必要

だということを言っております。それから、中段で体性幹細胞の利用についても言及されておりました、特にこの幹細胞はES細胞のように多くの細胞になるのではなくて、限られた細胞になるので、難病治療のすべてにこたえられるものになるとは思えないということと、さらにES細胞と同じ能力を持つ体性幹細胞を試験管内で維持できるという報告が行われたということで、この多能性の体性幹細胞につきまして、ネイチャーの論文を引用しておられます。ES細胞も多能性の幹細胞も現在研究段階で実用化への道は険しいのが実情だということと、後段で今は同時にどちらも研究すべきだということで、先ほどのリスク、分化の限界等についても書いておられます。最後の3ページの下の方に現在難病治療の目的のヒトクローン胚の申請をエジンバラ幹細胞センターが英国の機関で申請していると聞いているということが書いてございます。

あと追加資料3の鷲田委員のご意見です。これは修正を依頼した箇所以外についてのご意見ということです。3点ありまして、12ページの宗教上の位置づけについて、仏教、神道、キリスト教だけ書いてあるが、上記3宗教では不十分なので、そのほかの宗教についても取り上げてはどうかということと、それから特にアジア地域からも倫理についていろいろ疑問が投げかけられているので、この辺については位田委員にお考えをぜひご披露願いたいということ。それから人の尊厳の概念をめぐって、有用であるとか、有意義であるとかということとは無関係に尊重されるというもので、断じて何かの手段とされてはならないものであるということ強調されております。3番目に恩恵をめぐって生殖補助医療と難病治療が並ぶことについて、難病治療というのは非常に人間の尊厳にもとるような苦痛にさらされるということであるが、生殖補助医療はそれなしでも生きていけるので、これを区別してきちんとしておかないといけないということで、ご自身は難病治療については認めるべきだということを書いておられます。

以上です。

(井村会長)では、勝木委員、島園委員、何かございましたらお願いします。

(島園委員)きょう配られたものに関係しながら申し上げたいと思いますが、今回修正された中にはこのアンケートではこうであったということが何カ所も

重要な箇所でも多数引用されております。しかし、そのアンケートがそういう重要な箇所でも判断の基準となるような意義を持つものであるか、大変疑問であると思います。そして、もしこの中に引用なさるのであれば、アンケートの結果がどうであったかを我々に見せていただきたい、どういう回答がどういうふうにあったのかを示していただきたいと思います。そうでなければ、安易にアンケートの結果で大多数はこうであったとか、そういうことを引用されるべきではない。長い期間議論してきたこととわずかに数ページの \times か、1行か2行か意見を書くと、こういうものでよいのか。ほとんど出席されてない委員もいるわけです。そういう方が表明された意見と長い時間かかって議論してきたことを同等の重みで扱うことは不適切であると思います。

そういうことが予想されましたので、なぜこういうアンケートが出てくるのかということに非常に疑問を持ちまして、勝木委員とこのような追加資料2を提出した次第です。もしアンケートをなさるのであれば、各委員の考えが明確に出るような委員の名前があり、ある問題についてはまとまった考えが述べられるようなアンケートをなさるべきであって、もともと決まった枠組みの中でイエスかノーかと判断を迫るというタイプのものでは審議の経緯から見てこの重い問題を扱うのに適切ではないと思います。勝木委員がまたつけ加えてくださると思います。

(勝木委員)つけ加えますが、確かに前回の調査会で井村会長からアンケートをするというのを伺っておりまして、私はそれなりの意見を述べようと思っておりました。しかしこのアンケートの形態に非常にびっくり致しました。そういう意味では、今、島園委員がおっしゃったように、その効果がどのようになるのかが気になっておりました。我々は本当に真剣に議論をしてきて、しかも途中である意味では成長しながら来たわけですから、その議論をして、またその上に新しい道を見つけるということがあり得ると私はずっと思っておりました。しかしアンケートの立脚点は、もう変わらないだろう、 \times だというのはちょっと問題があるのではないか。形式そのものに問題があるのではないかというので、このような意見を述べさせていただきました。以上です。

(井村会長)アンケートの結果はこうであったというのがどこかに書き込みが

ありますか。

(外山参事官) 直接数字等の書き込みはありません。また、アンケートを聞いてというふうな文言も本文には書いてありません。

(勝木委員) しかし、大多数の意見とか、多数がどうか、相半ばするとか、数字が出ているのは前回とは異なるところですね。明らかにアンケートで大多数かどうかがわかったのではありませんか。

(外山参事官) アンケートは、この前の井村会長の趣旨からして、欠席の委員も含めて議論の大勢を把握するためという趣旨でありまして、そういった点ではアンケート結果を踏まえて、この修文につきましては、井村会長の指示でそういったところの表現ぶりについては参考になっている部分もあります。ただ、対立されている意見につきましては、若干こっちが多いとか、そういう言い方ではなくて、例えば最後の方の人クローン胚の作成・利用につきましては、モラトリアムと作成上の推進につきましては、皆様方のご意見を紹介するような形でまとめるというご指示があり、そのようにまとめてあります。

(勝木委員) それはそのように思いますが、重みがついておりますね。

(井村会長) アンケートに関して私が提案いたしましたのは、やはりそろそろまとめないといけない時期に来ている。今までここでかなり議論をしていただきましたが、しかし余り発言されない方もおいでになりますし、皆さんの意見を必ずしも十分くんでいないのではないかという不安もありましたので、アンケートをとらせていただいたわけです。それから、記名がいいか、無記名がいいか私も迷いました。しかし、この前ご意見を伺った際、どちらがいいというご意見が何も出なかったものですから、私の判断でできるだけ自由に書いていただいた方がいいのではないかと考えて、無記名といたしました。それに対するご批判もあったと思います。ただ、先ほども申し上げましたように、私はこのアンケートの結果が5対4だったから5の方が大勢であったとか、そういうことを言うつもりは毛頭ありません。大体の皆さんのお考えをつかむことがで

きるのではないかと考えたわけです。その結果はここでいろいろご議論いただいたこととおよそ一致していると私は考えました。もちろん例えば人クローン胚の研究目的の作成・利用をモラトリアムとするのがいいのか、今すぐやるのがいいのか、絶対反対・禁止するのがいいのかというあたりはきっちり聞いておりませんからわかりませんが、いろいろなご意見を伺っていたのとそれほど違ってないだろうと判断したわけです。

ただ、これが最終のものではありませんので、もう一度ご議論をいただいた上で、修正すべきところは修正していこうと考えております。

(勝木委員)今の井村会長のご説明ですが、これがパブリックコメントに供せられるわけですね。私はこういう調査会で最も重要なことは、少数であれ多数であれ、多様な意見を多様な理由を付してきちんと書くということだと思います。そこに多いとか少ないとかということはないのだと私は思います。特にパブリックコメントをする場合にはそういう気がいたします。アンケートが想像したようなものではなかったわけですが、私が少なくとも考えている一貫した論旨に基づく報告書というものがあって、それに対する少数意見や異論が書かれている方が、国民には解りやすい。個別の意見をモザイク的に組み合わせていくようなものではないと思います。したがって、私は少数意見といいますが、異論といいますが、多様な議論を付してパブリックコメントにすべきであると思うわけです。特に多いとか少ないとかということ、少なくともアンケートをとることによって出てきたのであれば、それは大変な問題だと私は思います。

(井村会長)もう少しご意見をいただきたいと思いますが、少数意見は、少数意見というと勝木委員に必ずしかられるんですが、それも非常に尊重しないとイケないと思います。ですから、それを何らかの形で書いていただいて、委員の個人の意見として一緒につけることにやぶさかではありません。ただ、委員の中で圧倒的にこういう考え方が多かったということは、ある程度書かないと、長い間議論して、それであれもある、これもあるだけではだめだと思います。

(勝木委員)この専門調査会、特に生命倫理に関する専門調査会は提言をするものとして我が国で最高の位置にあるのだと思います。したがって、私はそう

という意味で非常に慎重に発言しているつもりです。最終的な意見という意味で、最高裁でも少数意見は1人でも必ずつけるわけです。それは、後生のために、最終的な議論の中身を残し、多数意見が見直される可能性をも視野に入れようとする知恵ある制度だと思います。私は納得しようとしても納得できないものに対しては、納得しよう努力しています。最終的に納得できないものに対して、その局面だけを取り上げて、こういう少数意見があったというのでは、全体の論旨がパブリックコメントに伝わらないと思いますので、一貫した意見書を是非付けさせて頂きたい。多数とか少数とかという場合に本文がもし多数であるとするれば、その中に多数とか少数とか入れる必要はないのだろうと私は思います。

（島園委員）前回までの案には委員の大勢はとか、多数はというのは出ておりませんでした。したがって、井村会長がそういうことをご指示なさったのは、このアンケートをやったので、そのアンケートの結果によってそうしてもいいという判断をなさったと思います。したがって、アンケートが非常に大事な役割を果たすことになった。そうであれば、アンケートの内容を結果とともに国民に公表しなくてははいけません。例えば、一番大事なところ、19ページから20ページにかけてですが、ほとんどすべての丸と言ってもいいかもしれませんが、大多数の見解ということが19ページ、20ページに何度も出てまいります。それから、31ページ以降には今度は委員の大勢ということで、31ページ、34ページ、これは何を根拠にして言われているのか、今までの議論の筋道からいって、議事録をお読みになってそうお考えになったのか。そうではないとすればアンケートなるものでご判断なさったと思いますので、アンケートがそれだけの価値あるものであるかどうかということとともに、アンケート結果を見ながら議論をしないと、こういうことは書けないはずであると思います。

（井村会長）先ほどから申し上げたように、もちろんアンケートを参考にしておりますが、それ以外に既に長い間いろいろな議論をしていただいているので、それもその議論の結果も入れて、私どもは判断したわけですね。その書き方が不適切であるというところがあれば、それは訂正をしていこうと思いますが、

ある程度議論をした結果がどちらがどういう意見が多かったかということを書いておくことは重要ではないか。ただ、そうでない意見も先ほど勝木委員が言われたように出すべきだということであれば、お書きいただければつけて出すということもできますので、それは考えたいと思います。

(垣添委員) アンケートをやることに関して、当然いろいろな議論がありますし、島菌委員や勝木委員はそれに対して反対の立場を表明しておられますが、私はこの検討会のこの段階では、井村会長が前回まとめられましたようにアンケートをとるのはやむを得ない手法ではないかと思っています。ただ、結果をこの報告書に取り入れていく上では、アンケートの結果を明らかにされるべきだと思います。つまり大多数がこういうふう考えたとか、あるいはこういう意見であったとか、あるいは大体相等しいような意見だとか、さまざまなそういう数の上の評価のようなものが加わるとしたら、そのもとのデータはどうであったかというのは明らかになるべきだと思います。

(井村会長) もう少しご意見を伺いたいと思います。

(町野委員) この報告書はパブリックコメントに付されるということだろうと思いますが、その段階で今の議論は入れておいた方がいいだろうと思います。つまり先生が言われましたとおり、この報告書の成り立ち、どういう議論をしてきて、受精胚起草グループに一回起草を依頼し、それから上に上がってきたという経緯、そしてアンケートをとって意見を集約したということ、それを明示されるということが一つだろうと思います。私はまだ少数意見がどのようなものか理解してないところがありますので、アンケートをとるのが反対とか、そういう少数意見ももちろんあるでしょうけれども、そうではなくて中身についてのご批判を書いて頂きたく思います。明確に報告書のどの点が反対であるかと、あるいは賛成だけれども、考え方はこういう点が違うということを明確になるべく早く明らかにしていただいて、それもすべてあわせてパブリックコメントに付していただいて、皆さん方の判断を待つということが私はいいのではないかと思います。

(島菌委員) 反対意見がわからないのにアンケートをとるということがそもそも非常に不可解といたしますか、そもそも起草グループというものがどこまでこの文章に責任を負い、その後どの方が責任を負っているのか、非常に不明確になっていると思います。ですから、全体として非常に整合性がとれてない。例えば、17ページに原則的には許されないということが書いてあるわけですね。原則的には許されないという非常に強いことが書かれていながら、その後に利用することを許容する文言がたくさん出てくるということは、どうもうまく対応しているとは思われないし、全体としてある考え方が貫かれているといたしますか、あるいは文体なり、そういうものにおいてもどなたかが責任を持ってこういう文章をつくったというにおいがしないということですね。したがって、寄せ集めといたしますか、大変申しわけないけれども、首尾一貫しないところが非常にあるという感じがしております。

(井村会長) それは結構なのです。我々としても今後さらに改善する努力をしないといけないと思っているのですが、今、町野委員が聞かれたのは、どういう点に反対であるのかということを確認に言っていただきたいわけですね。その意見が少数であっても我々は尊重したいと思います。倫理の問題ですから、人によって、あるいは宗教的な立場によって、あるいはその人の個人の信念によっていろいろ違うわけです。全員が一致したら、これはおかしいわけで、一致しない意見は相当あるだろうと思います。これまで長い間議論してきたのですが、明確になっていないものもありますから、そこを明確に言っていただきたいわけですね。

(勝木委員) 2つの点がございます。これは何遍も申し上げていることですが、受精胚の研究目的での作成について、本当に明確な推進の理由が書かれていないという質問をずっと続けてきております。それから、もう一つはクローン胚の話ですが、それについてはいろいろ生物学的なことも含めまして、何遍か申し上げているつもりです。

さらに、先ほどのアンケートの話ですが、私はああいう形で出るとは本当に思わなかったものですから、そのことがショックであることは確かです。つまり投票を求めるような感じのことだったものですから、しかもこんな重大なこ

とを無記名で、理由を付さずにこの段階で投票を求めるということが本当にいいのかどうか。それこそ一貫した少数意見を出してならば、そこで投票することがあり得ると思うんですが、多様な意見を事項ごとに3つも4つも書きましたよということがずっと並んでいて、一貫してどういう論理で成り立っているのか、どういう説得性のあるものででき上がっているのかがこの報告書から出てこないということがアンケートの驚きと同時に感じたことです。それが町野委員にお答えになっていけばいいと思います。

（井村会長）さっき言われた研究目的の作成のところは、その理由がはっきりして、それを許す理由がはっきりしないということですか。

（勝木委員）はっきりしないように思います。

（井村会長）私はそこがはっきりしているつもりだったのです。一つは体外受精の効率をよくするための研究ということ。もう一つはほかの方法で代替できないような難病の成因の研究、そういうことを書いたつもりだったのです。

（勝木委員）私の問題がこれは石井美智子委員もおっしゃっていたことなんですが、ES細胞指針のときに論じられた余剰胚の議論としては、不妊治療という恩恵は幸福追求権として認めましょう。私は反対でしたが、それは個人にまつわることで、提供者そのものにかかわってくる恩恵ですから、そのことは認めましょうということでした。しかし今度は研究目的という本人にどこまで返るかよくわからないものについて、他人に犠牲を強いることが倫理的に許されるのかという問題です。しかも提供されるヒト胚はヒトの生命の萌芽である以上、作成自体が人間の手段化ではないかというのが再三ここで議論されているポイントだと思います。繰り返しますが、余剰胚をつくるということについては、生殖医療に伴うことであるから、これは認めましょうということですね。これは幸福追求権などのさまざまな議論の中で、私は余り好きではないけれども、しかしそれを超えて認めましょうということで議論になって、それはそれでよろしいと思います。

しかし受精胚を研究目的につくるというのはまだないんですね。ここにはあ

ると書いてありますが、生殖医療を受けている方、ご本人の問題で研究が行われているのでしょうか。しかも14日という限定がついての話です。普通、研究と我々が意識するのは、正常の受精卵がなければ研究なんてできるわけがありません。そういう直感的に職業柄そうを思うものですから、そうなりますと提供者には恩恵が返ってこないことを要求することになるのではないかと。日本の脳死移植は、私はフィロソフィカルに非常によくできていると思うのは、ドナーがなければレシピエントはできないのだと、つまり尊い臓器提供の意志があるということ的前提にしているわけですね。本人には直接恩恵が戻らないことの研究のために、生命の萌芽であるヒト胚を潰すことになる研究材料としてのヒト受精卵の提供が倫理的に許されるのか。もしそのようなことが許されるなら、弱い人たちへのしわ寄せが心配されるのではないかと。そういう議論であったと思っています。それから何ができるかという有用性と秤にかけられない問題とずっと考えてきましたが、その明確な答えをいただけていないと思います。

(井村会長) いろいろ私も反論がありますが、余り私ばかりがしゃべるのはよくないので、皆様のご意見をできるだけ伺いたいと思います。

(島園委員) 起草グループでどういう反対意見があり得るかということについて、まとめることができなかつたのであれば、我々は今ここで明確に反対意見を持っている、慎重論を持っている我々が今後そういう意見をつくる準備がございませぬ。

(井村会長) しかし、島園委員にはご意見を書いていただきたいと今まで何度もお願いしたんですよ。

(島園委員) この中に書き込んで下さいということをおっしゃっているのです。

(井村会長) そうではなくて、2度目はそうですけれども、最初は島園委員のご意見があればお書きくださいということをお願いしたはずですよ。議事録を見ていただいたらわかります。2度目には、鷲田委員が書いてこられた意見書をお送りして、先生にご意見があれば伺いたいということをお願いしたわけですね。

(島園委員) ですから、宗教にかかわるところとか……。

(井村会長) いえ、それは2度目のときです。それは鷺田委員がそういうことを要望されたので、鷺田委員のご意見をお送りして、それについての意見があればということと、鷺田委員が宗教のところは島園委員にもうちょっと手を入れてもらったかどうかということで、その両方をお願いしたのです。その前にここで島園委員のご意見があればぜひ書いてくださいということは申し上げたつもりです。

(島園委員) 全体にわたる意見ですので。

(井村会長) それでも結構なんですよね。

(島園委員) ですから、それをやらせていただきますと申し上げたことがあるし、準備もしております。

(井村会長) しかし、時間がないわけですよ。私ども生命倫理専門調査会というのは政府の行政機関、内閣府の中にあるわけです。3年以内に一応の見解を出すということを求められているわけです。ですから、この問題については議論をすればそれは非常に多くの議論があるだろうし、議論の不完全なこともあると思いますが、我々としては法律で求められていることに対してこたえていく責務がある。そうすると、やはり12月中には中間報告をまとめて出さないと間に合わないわけです。そこでアンケートという方法をとったのも、適切でないという意見もいろいろおしかりも受けますが、そういうタイムリミットがありますので、やむを得ずそういう手段をとったわけです。引き続きいろいろなご意見を出していただくのはいいのですが、私どもとしては12月中に中間まとめを出すということが不可欠ではないかと考えております。

(島園委員) 経過については、いろいろ証拠を出すことができますが、水かけ論になるかもしれません。私は井村会長にどういうことをすべきかお願いした

こともございます。これに何か書き加えるというのはやりたくない、そうではないけれども、これとは異なる考え方を提示するということはあるということをお願いしてきました。それから、期間について12月末ということは今伺ったことであって……。

(井村会長) 前回は申し上げました。

(島園委員) パブリックコメントの最中を含めて、時間をいただければ準備したいと思いますが、あるいは12月のいつごろまでということは。

(井村会長) パブリックコメントには中間まとめを出すわけですから、その後でいろいろなご意見があればそれも入れて修正することはもちろん必要なことです。それから、パブリックコメントではどういう反応がでるのか、どこかでシンポジウムのようなものもやっていかないといけないだろうと思ってますから、中間まとめが最終案になるわけではありません。ですから、ご意見を出していただきたいと思うのですが、まだはっきりと島園委員がどこに反対だというのを伺っておりませんので。

(勝木委員) 私はさっきのアンケートの後の大多数とか多数とかというのは、どのように処理されるのか、まずそれをお伺いしたい。つまりアンケートの内容について私は非常に驚いたものですから、それがこういう形で引用されると、かなり問題があるのではないかと思います。もちろんここに書いてあることは、パブリックコメントで個々人が判断なさることではしょうが、それにこれは本当にいろいろな各項目ごとに3つから4つの意見が書いてあって、どれをとったら納得いくものになるのかとても難しい。それから前回と全く変わっているとも思いますし、それについては、これでは納得できない。私にとっては少し意見を述べさせていただきたいということです。

(井村会長) それは結構だと思いますので、ぜひ書いていただいて、またほかの委員のご意見も伺います。

(高久委員)時間が限られていることについて、この調査会でも会長は繰り返し3年間とおっしゃっていたと思います。ですから、12月ぐらいまでにはこの中間まとめを出さないと間に合わないという認識で意見をいつてきたつもりです。そういう意味ではアンケートをとらざるを得なかったと思いますし、その結果をある程度この中間まとめの中に反映させるのはやむを得なかったと思います。ただ、この報告書の中にアンケートの結果をそのまま出すのは、余りよろしくないのではないか。もし参考として何らかの形で出すのはいいとしても、この中自体には盛り込む必要はないと考えております。

(勝木委員)大多数とか多数とかということの表現としてどう思われますか。

(高久委員)個人の大多数と多数とどう違うかと言われても、それはなかなか難しいですが。

(勝木委員)いえいえ、そういう意味ではなく、そういうことを書き込むことについては。

(高久委員)それは仕方がないと思います。アンケートをとった以上はそれを参考にして、こういう表現をするのはやむを得ないのではないか。

(井村会長)ほかのご意見は。

(垣添委員)私も同じ意見です。先ほどアンケートの結果を明らかにすべきだと申し上げましたが、この中で盛り込むというつもりではなくて、高久委員が言われましたように参考資料とか、何らかの形で明らかにすべきだという意味です。

それから、今まとめられている報告書案が継ぎはぎだらけであるという島園委員のご指摘がありました。そうならざるを得ないところがあると思います。つまり一貫してぴちっと書けるのでしたら、こんなに長い時間かけて議論することはなかったと思います。だから、そのくらい難しい問題で多様な意見があるから、その中で細い隙間を抜けるような形で書き上げられてきたんだと私は

理解しています。それをまとめる段階でアンケートの参考にされるのは、私は先ほど申し上げましたようにやむを得ないと思います。

(田中委員) 私もアンケートを見て、勝木委員がおっしゃるほど違和感を持たなくて、従来の議論の流れから見るとこうなるんだという感じがします。ただ、私は個人的には勝木委員がおっしゃる論点は非常に重要なので、そのことについて強い意見があったということを文章の中に入れて、パブリックコメントをして、こういう論点があるのでよくお考えくださいとすべきだと思います。島藺委員の話はちょっと抽象的で、何が論点かわからないのですが、勝木委員の話は確かに非常に難しい問題で、私も一定の意見を持っていますが、勝木委員がおっしゃることは非常によくわかった上でこういう形になるだろうという形でアンケートには答えました。アンケートは、論点ごとにやらざるを得ないと思いますので、全体の筋道についての賛否を問うというのは、こういう合議体では無理だと思います。論点ごとにある程度ブレイクダウンして、それについて大体の意見分布を見て、意見書をまとめていくというのは仕方ないと思いますが、ただ論点はきちんと出すべきだと思っています。

(井村会長) ほかにございますか。

(島藺委員) 今、田中委員がおっしゃったのは、私の意見がわからないというのは、アンケートに対する批評がわかりにくいということですか、それとも全体についての。

(田中委員) いつもおっしゃっていることはわかるのですが、具体的に何をどうしたらということが。

(島藺委員) 私は17ページに出ています原則的には許されないということはもっと前面に出るべきであって、その上でもし許されることがあるとすればどうなのかという書き方をすべきだと考えております。それで、今のところではとてもそういう従来の原則を超えて許容できるようなところに至っていないので、少なくとも今許容するということには反対であるという意見を持っており

ます。

(田中委員) 大体そういう構成になっているのではないですか。原則としてはみんな非常に問題が多い、例外的にやるならばしかるべき目的で、しかるべき手続できちんとやる、そのことが前提で議論をしてきているのではないですか。だから、島菌委員の場合、どういう目的でどういう条件ならば例外的な扱いを認めるかということに関する意見の相違だけだったら、余りこれは全体の構成そのものの問題ではないように思います。

(島菌委員) なぜ許されないのか、なぜ今許すことが適切でないかということの理由が余り書き込まれていないので、もっともっと書き込まなきゃいけないということが一番大きな理由です。ここには幾つかいかにそういうことが難しい倫理的問題を含んでいるかという示唆が何カ所かありまして、その上でしかしやっぱり有用性があるので、認める方向で意見集約ができるという構成になっているわけですが、その力点の置きどころが大分違う。つまり今許されないと思われる理由、まだ許容すべきではない、まだといたしますか、根本的に許されることではないのかもしれないという倫理的な問題の重要性が非常に軽く扱われていて、すぐに反対の理由の方に移るような形になっている。それから、例えば幾つか論点があります。最初に今度は新たな部分で14日ということについての規定が入りました。しかし、これは胚とは何かに関する規定のところとして入っているのであって、なぜ14日前ならば許されるのかということについての十分な検討は議論されてない。

(井村会長) そこは今のところ議論のしようがないんですよ。それは連続的なものだから、仮にある期間というように限らざるを得ないわけです。これは日本産科婦人科学会でも相当議論しておられると思いますが、理論的にどこまでがいいかが非常に難しいわけで、世界的に見ても便宜的に14日というのを決めているのではないかと思います。その辺いかがですか。

(藤本委員) まさにそのとおりで、これは14日までは二胚葉性といいますか、トゥレイヤーであるけれども、14日を過ぎて、特に16、17日からは三胚

葉性になって中胚葉が出現して、いわゆる器官形成の原基が、原基とは初期的な臓器のもとになるものですが、その原基が出現する。そこでいわゆる生物学的に個体としての始まりがあるだろうという本当に生物学的な発想で原始線条の出現によって区分けしているわけですね。

(島菌委員)しかし、そういうことを便宜的に決めれば、その先でもまた先の段階の胚を用いれば、もっと重要な研究ができるじゃないかというときに、なぜそこで決めなければならないのか、そこまで決めなければならないのかということがわからなくなります。ですから、そういう14日というのをもし仮に決めるのだとすれば、なぜ仮に決めざるを得ないかということについてきちっとした議論が必要です。そういうことは書いてないですね。

それから、これは今回少し入りましたけれども、ほかの方法によって似たような効果が上げられる可能性があるのに、なぜこの倫理的な問題が多い胚の利用ということを急がなくてはならないのか。こういう疑問に対するディフェンスも非常に弱いと思います。ほとんどなされていないと言っていいと思います。

それから、有用性ということをあちこちでまた出てまいります。特に最後の特定胚の方になるとたくさん出てまいります。最初の方では難病の治療に限定としてと、きょうの鷺田委員のところもありますけれども、なぜ難病の治療なら許されるのか、とすればそうでないということは許されない、これは原則禁止ということの意味ですから、そうであるとすればどうやれば難病治療に限定された有用性というのを考えられるのか。ところが後の方の特定胚の議論になると、いろいろな薬剤に利用できるのか、あらゆる有用性の議論が出てきているわけであって、これでは最初に議論した倫理的な限界の問題がほとんど生きてない。ですから、垣添委員が言われたように、全体が統一してないというのは、基本的な考え方において統一してない、揺れているんですね。そういう問題であって、各問題についてそれぞれ違ったニュアンスが出てくるということは当然あり得ると思いますが、基本的な考え方について、つまり原則禁止ということをもし持ち出すのであれば、その原則禁止ということの意味は何かということをもっと明確にしなければいけません。そういうことがここではなされていないということです。そうでなければ原則禁止というようなことは外すべきだと思います。17ページの3行目です。

(町野委員) パブリックコメントはいつごろになるのでしょうか。私としては、パブリックコメントの後で少数意見を出すよりも、パブリックコメントのときに少数意見も、あるいは補足意見も在った方がいいように思います。私も書いてみたいと思うところがあります。先ほどからご議論が出ている勝木委員のご意見とか、いろいろありますし、それから全体的に統一性がないというようなご議論もありますし、私もある範囲でそれはわかります。だから、できれば書いてみたいと思いますし、もし皆様方が少数意見でも何でもたくさん書いていただいた方がむしろわかりやすいと思います。

島菌委員はまだ話の途中かもしれませんが、島菌委員のおっしゃることもわかりますが、私が少数意見、島菌委員のご意見はどういう意見かわからない、まだ私が理解してないと言ったのはそういうことではなくて、具体的に何をしたいかと、要するに許さないというなら許さない理由は何なのか、許していいというなら許す理由は何なのかと、島菌委員のご意見を聞きたいということであって、この報告書についての島菌委員の意見ということでは直接はないわけです。もし後で時間的に余裕があればその点もお聞かせいただきたいと思いますが、まずタイムスケジュールの方を私としてはお教えいただきたいと思えます。

(井村会長) 少数意見と言うとまたしかれますが、委員個人のご意見もパブリックコメントを出すときにつけていいのではないかと考えております。だから、ご意見をぜひ多くの方に書いていただきたい。例えば西川委員は本日から詳しく、どのように今医学的に用いるのかということを書いておられますから、いろいろな意見があってもいいのではないかと考えております。

(勝木委員) 時間的なことは。

(井村会長) これは年内ぐらいに出してもらわないといけない。パブリックコメントをかけるのはいつごろを予定していますか。

(外山参事官) このまとめりぐあいによりますが、一番早ければというか出し

ていただきたいのは、事務局的に考えますと次回専門調査会、12月12日午後18時から20時を予定しておりまして、そこに出していただければと思います。パブリックコメントの出し方について、もし仮に井村会長のおっしゃるような出し方をすると、この本文と独立して添付するにしても、記載を全く自由にすることよりも、例えばちょっと出過ぎた言い方もしれませんが、ウォーノックレポートのように、この本文というか、主としてかけるパブリックコメントのチャプターのどこにどういうふうな見解があるとか、その論点が明確になるような形で一連のご意見を書くというのが、日本では余り見たことはありませんが、そういった方法があるのではないかと思います。

(勝木委員)そこが今非常に問題だと思っております。これは推進する方も一貫したものを出した方がパブリックコメントはわかりやすくなると思います。何ページを変えるという、そこを参照するというよりも、瑣末なところは私はいくらでも問題にしないでよろしいかと思っておりますが、本質的なことについて一貫したものを書ければよろしいのではないかと思います。少数意見の場合は、理由とそれを付すということがとても重要なことです。

(井村会長)私もそう思います。ですから、必ずしもここだけが反対だとか、そういうのではなくて、幾つかのもちろん立場があるわけですね。それは胚というものには一切手をつけてはいけないというのも一つのローマカトリックの立場であると思います。そうすると、一切すべて何もできないし、もちろん体外受精も許されない。そういう立場から何でも研究は自由だという立場もありうるだろうと思います。しかし、ここは勝木委員流に言えば、その中間にやむを得ず狭い道を渡っていかうというように、その道が狭いか太いか、人によってかなり違いますが、そういう立場が現実には多いのではないかと思います。今の意見は事務局の意見であって、委員の皆さまがそうでない方が良くとおっしゃるなら、それは私もそれでいいと思います。ですから、基本的理念があって、そしてこういう点に問題があるということのご意見は書いていただいたらいいだろうと思います。できるだけ多くの方をお願いして書いていただきたい。こういうものは先ほども申し上げましたように、全員が一致することはあり得ないわけですし、それぞれの意見の違いも明確になった方が良く

もしれないと思います。

（大熊統括官）タイミングの話について一つだけご議論の参考にさせていただきたいと思います。先ほどから3年と言っている話の3年目がいつなのかについてですが、クローン技術規制法の施行から3年後という時期は来年6月だと思います。パブリックコメントといっても、1日や2日というわけにはいきません。恐らく二カ月ぐらいのコメント期間が必要になるだろうと思います。さらにコメント後の議論がまた大事だと考えて、事務局の立場から6月の時点で結論が出てくるということを考えますと、12月中にパブリックコメントが出ていくことが非常に大事ではないかと思っております。

（島園委員）本来は幾つかの意見があるということで、意見のまとまりを個別の意見が幾つもあるというのではなくて、こういうタイプの意見とこういうタイプの意見があるという、そういうぐあいにまとめがいった方がよかったですと思いますが、そういかなかったということが非常に残念に思います。

私も年末までに努力したいと思いますが、例えばアンケートで私が非常に問題だと思うことの1つは、例えばヒト受精胚を研究目的で作成することは一切許されないと、ここに「一切」が選択肢の中に入っているわけですね。「一切」という言葉も非常に強いです。私の考えは、今は許されるだけの理由はない、そういう条件は整っていない、いつか許されるようになるかもしれない。したがって、現在の3年段階の検討の段階ではとても許せるような基盤、それだけの合意もないし、検討もなされていないし、制度的な基盤もないと、そういう議論をしたいと思っております。町野委員が言われたことに対する基本的な答えはそれで、このアンケートの選択肢そのものが今何らかの決定的な決断を下してここからスタートするんだと、研究を始める、ヒト胚の研究をスタートする決断をするというか、そういう前提のもとに出されているものであって、これは必ずしもこの委員会の考え方を代表するものにはならないと思っております。

（井村会長）アンケートは私が作成したものですから、不備な点があったらそれは私の責任なのですが、ただ一切許されないという立場もあるんじゃないか

と書いてそれを書いたわけでありまして。

(島園委員) だから、違う選択肢もつくってほしかったということです。

(井村会長) もうちょっとご意見がありましたら伺っておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(香川委員) 私も欠席しがちで申し訳ありません。そのため、討論の内容も十分理解していないのではないかと感じてなるべく遠慮しておりました。しかしながらその私もアンケートで意見を出せたのは嬉しかったです。

こうしたことは「絶対にいけない」から「何でもあり」という間のどこが本当に正しいかは人間に決められることではないと思います。しかし、どこかに結論を求めなければいけないのであれば各人の立場から多様な意見が出てくるはずで、井村会長のご意見通りだと思います。

(井村会長) ほかにまだ発言しておられない方がもしおられましたらどなたか。

(石井委員) 私もこの間アンケートをするという話があったので、答えることは当然と思って答えた1人なのですが、そもそもアンケートを行うときにどう利用するかということの説明がないままに行われてしまったということが一つ問題であって、そこはこれからも確かに問題になるのですが、アンケート結果を見せていただいて、それを踏まえてみんなが議論するのでなければ多数がこうであったとかということ報告書に盛り込むことはできないのではないのか。ただ、そういう取り扱いをすることについてみんな合意して答えたわけではないので、いきなりそれを出してきてよいかどうかはちょっと疑問があるというのが1点です。

(井村会長) それも皆さんにお尋ねしたら反対の方もありましたので、それで出さなかったのです。

(石井委員) 2点目は先ほど島園委員がおっしゃった点を私も危惧します。原

則として禁止である、にもかかわらず、こういう研究は許されるという報告書が出たという印象で、これを守っていればできるというふうにだんだんマニュアル化しないように受精胚の位置づけ、そのための議論だったので、そこがわかるような報告書にさせていただきたいと思っています。

(井村会長) ほかにどなたかよろしいですか。

(勝木委員) 香川委員のお話をお聞きして思うことがあるので、申し上げたい。つまり確かに正しいとか、どこがよいというのは、絶対的な基準はないと思います。私はずっと申し上げているのは、これは一步踏み出したら取り返しがつかないことになる可能性があるということです。そのことが気になっております。その心配だけです。取り返しがつくことでしたら、いろいろなチャレンジが行われていいと思いますが、そのためにこそ、動物実験とか、それからさらに言いますとヒトES細胞ができてきて、これがどう使われてその実現性がどこまであるのかというのを待つということも必要ではないかということが基本的な意見です。つまりキーワードは本当に取り返しがつかなくなったときに我々の責任をどうするのだということが私の発言したいことです。

(井村会長) ありがとうございます。

それでは、先ほどから申し上げておりますように、12月中にパブリックコメントにかけたいと思いますので、きょういただいたいろいろなご意見を参考にしてもう一度修文をいたします。修文すればするほど悪くなるというおしかりも受けるかもしれませんが、できるだけご意見は反映したく、事務局で努力をしようと思います。そうして、それぞれの委員の皆様はできるだけ自分のご意見を書いていただいた方が良く思っておりますので、ぜひパブリックコメントにかけるときにできるだけ委員個人の意見をつけることをしたいと考えます。事務局から何か最後に説明ありますか。

(外山参事官) 特にございませんですが、先ほどのパブリックコメントに添付する皆様方の意見の聞き方につきましては、また会長とご相談してご連絡したいと思っております。

(井村会長) これはある程度長さを限りたいと思います。原稿用紙30枚の長編を書いていただくと、なかなか皆さん読めないと思いますし、できるだけ簡潔に自分の主張をしていただくのが良いと思います。

(島菌委員) 慎重論で一番大事なのが対案的なものであって、どっちかという許容的な方向を示しているこの案に対して、慎重論としてあるまとまった意見を出すことが国民にとってはわかりやすい、考察の材料になると思いますので、私にもしそういうまとめ役をさせていただけるようでしたら、少しご意見を募らせていただければと思います。

(井村会長) 個人でお書きいただきたいと私は思っています。

(島菌委員) 複数の名前ではいけないということですか。

(井村会長) 個人の責任でお書きいただいた方が良いと思います。そうすると、今度はまたほかもまとめてやらないといけないということになるので、この委員会が2つに割れてしまうとか、そういうことになっては困ります。あくまでも個人の意見としてお書きいただくことをお願いしたいと思います。

(島菌委員) 連名もよくないということですか。

(井村会長) そうということですね。個人でお書きいただいた方が良いと思います。

(島菌委員) 連名ではよくないという理由は。

(井村会長) それぞれ考え方に違うところがあると思います。ですから、それを明確にしていきたい。

(高久委員) 連名はおかしいと私は思います。連名では委員として出てくるこ

とに意味がないと思います。個人として出てきているわけですから。

(町野委員) 本日のように勝木委員と島藺委員の連名というのは、私はこれは差し支えないのではないかと思います。

(井村会長) できるだけ個人で書いていただいて、同じ内容でもいいと私は思います。個人で書いていただきたいと思います。

(町野委員) 先ほど勝木委員が最高裁判所も少数意見があるといわれましたけれども、あれは連名のものがあります。ただ、「何とかの会を代表して島藺何とか」とか、そういう格好ではもちろん絶対にだめだろうと思います。

(島藺委員) 連名と申し上げたのは、個人で分量を制限されるということでしたので、少しでもまとまった考え方を述べられるように。

(井村会長) それでしたら、分量を制限しなくても良いのですが、ただ私は委員個人の方が少数意見として出すのは良いのではないかと、ですから何となく中でまたグループをつくって違う意見を書くというのは余り望ましいことではありません。最高裁とは違いますので、町野委員にはお許しをいただいて、ここは個人ということにさせていただきたいと思います。

(大熊統括官) 一つだけお願いを致します。基本的な考え方を首尾一貫すべく努力をしたいと思いますが、パブリックコメントを出すとなると、広くコメントをもとめる際に、受けとめる国民側がこういう問題なのだなということがわかるように出す必要があると思っております。何を申し上げたいかということ、今度ご意見をいただく際に、「ここは適切でない」というのではなくて「ここはこういうふうを書くべきである」という具体的な話があるとありがたいと思ひまして、その点をお願いさせていただきます。

(勝木委員) 私は時間がなくて、書けるかどうか自信がないのですが、もし書くとなればそのようなことではなく、これを見たときに自分の主張がどうだと

いうことを述べるということです。

(井村会長)それはまた別です。別にして、今度この中で12月12日にこれの中間まとめの最終案を出しますから、これの中でご意見があればという意味です。ですから、後の個人のご意見というのは、別です。

(勝木委員)そうすると、パブリックコメントにするのは12日の後でよろしいということですか。

(井村会長)そういうことです。

(勝木委員)そういうことですか、わかりました。

(井村会長)ほかによろしいですか。

それでは、本日の調査会はこれで終わらせていただきます。